

令和7年度 糸魚川市高齢者福祉サービス

令和8年2月1日改正

No.	事業名	ページ	対象者目安 ※詳細は事業内容等をご覧ください			
			高齢者	介護保険認定者	障害者	その他
1	一人暮らし安否確認事業	1	○			
2	屋根雪除雪等費用助成事業	1	○		○	○
3	通院等支援サービス事業	2		○ 要介護1以上	○	○
4	在宅高齢者等介護手当支給事業	3		○ 要介護3以上		
5	在宅高齢者等寝具洗濯サービス事業	3	○ 80歳以上	○ 要介護3以上		
6	緊急ショートステイサービス事業	4		○		
7	高齢者おでかけ 支援事業	タクシー券交付事業	4	○ 70歳以上・市民税非課税		
	高齢者・障害者おでかけパス事業	5	○	○	○	
8	高齢者配食サービス事業	6	○ 70歳以上		○	
9	訪問理美容サービス事業	6		○ 要介護3以上		
10	高齢者緊急通報装置貸与事業	7	○		○	
11	老人医療費助成事業	8	○ 65~69歳			○
12	高齢者向け住宅改修助成事業	9		○		
13	在宅介護応援りほむ事業	10	○	○	○	
14	認知症予防補聴器購入費助成事業	11	○ 50~74歳			
15	おむつ支給事業	12		○		
16	認知症高齢者等見守り事業(見守りシールの交付)	12	○			○
17	ひとり歩き機器購入費等補助金交付事業	13				○

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
1	一人暮らし安否確認事業	一人暮らし高齢者の孤独感の解消、安心した在宅生活を送れる環境づくりを図るため、月に2回程度老人クラブ会員、社会福祉協議会の見守り支援員、地区支部会員等による安否確認を行います。 自己負担はありません。	原則70歳以上の一人暮らしの方又は65歳以上の一人暮らしで安否確認が必要な方	手続きは不要です。 毎年4月1日時点で新たに65歳の一人暮らしの方へ意向確認を行います。
2	屋根雪除雪等費用助成事業	<p>労力や金銭の理由で自力での除雪等が困難な高齢者世帯等が屋根雪等除排雪、雪踏みを実施した際、その経費の一部を助成します。</p> <p>【助成限度額等】</p> <p>1 屋根雪等除排雪 期間中の助成限度額 山間部 84,000円 中間部 60,000円 平野部 24,000円</p> <p>2 雪踏み(1回30分当たり500円) 期間中の助成限度額 山間部、中間部 30,000円 平野部 15,000円</p> <p>※助成限度額を超えた場合は自己負担となります。</p> <p>【事業の期間】 除雪が必要となった日～3月25日 ※ただし災害救助法(条例)適用期間は対象外となります。 ※雪踏みについて、青海地域は青海地区社会福祉協議会が実施します。 対象者等は青海地区社協で決定します。</p>	<p>下記の1～3のいずれかの世帯で、なおかつ(1)～(4)の要件をすべて満たす世帯</p> <p>【世帯】</p> <p>1 65歳以上の方のみで構成されている、又は65歳以上の方と15歳以下の児童のみで構成されている世帯</p> <p>2 以下の障害をお持ちの方又はその世帯員の方 ・身体障害者手帳2級以上 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上 ・知的障害で療育手帳B以上</p> <p>3 配偶者のいない女性と20歳未満の児童などで構成されている世帯</p> <p>【要件】</p> <p>(1) 市民税が非課税である世帯 (2) 労力的に自力で除雪等ができる方がいない世帯 (3) 子、親、兄弟姉妹その他親族から労力又は金銭の援助が得られない世帯 *世帯員が地方税法に定める市町村民税の納税義務者の扶養親族となっている場合は助成対象から除きます。 (4) 除雪対象となる住宅を生活の本拠としている世帯 *冬期間のみ不在となる家屋も含まれます。</p>	<p>1 助成申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。 提出困難な場合は民生委員を通じて提出してください。</p> <p>2 承認・不承認通知書の送付 市から承認通知書または不承認通知書が届きます。</p> <p>3 屋根雪等除排雪、雪踏みの実施 承認後に業者等へ依頼していただき、除雪等を実施します。</p> <p>4 実績報告書の提出 実績報告書を提出していただきます。実施状況が確認できる写真(実施前・実施中・実施後)や領収書等の添付が必要です。</p> <p>5 助成金の支払い 実績報告書を審査のうえ、申請者の口座に助成金を振込みます。</p>

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
3	通院等支援サービス事業	<p>身体状況により、電車やバスなどの一般交通機関を利用することが困難な方の通院および入退院時に利用する介護タクシー等の費用の一部を支援します</p> <p>【委託業者等】</p> <p>1 介護タクシー (1) ライフケアおれんじ</p> <p>2 一般タクシー (1) 糸魚川タクシー (2) 小型タクシー (3) 早川観光タクシー</p> <p>【利用者負担】</p> <p>1 要介護3以上又は下肢・体幹機能障害のある方 介護タクシー利用料金の3割</p> <p>2 人工透析のために通院する方 介護タクシー又は一般タクシー利用料金の5割</p> <p>【利用可能地域】</p> <p>糸魚川市内、上越市内、富山県下新川郡内及び黒部市内に所在する医療機関</p> <p>※ただし発着のいずれかが市内の場合に限ります。</p>	<p>次の1から4に該当し、在宅で生活している方</p> <p>1 要介護3以上で移動時は常に車椅子を利用し、一般タクシー等を利用することが困難な方</p> <p>2 下肢・体幹に機能障害があり、身体障害者手帳を所持している方で、一般タクシー等を利用することが困難な方</p> <p>3 要介護1以上かつ身体障害者手帳の交付を受けている方で、人工透析療法のために通院しており、一般タクシー等を利用することが困難な方</p> <p>4 身体障害者手帳の交付を受けている方で、人工透析療法のために通院しており、一般タクシーであれば一人で利用できる方</p> <p>※上記1、2と同程度の状態にある方についても、対象となる場合がありますので、詳しくは福祉事務所福祉サービス係までご相談ください。</p> <p>※高齢者おでかけ支援タクシー券、障害者タクシー券燃料券の支給を受けた方は利用できません。</p>	<p>1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書とチェックリストを提出してください。</p> <p>2 承認・不承認通知書の送付 市から承認通知書、利用登録証(人工透析通院者のみ)または不承認通知書が届きます。</p> <p>3 サービスの利用 通院に福祉タクシー等を利用した場合、自己負担額が3割、人工透析療法のために通院している方は自己負担額が5割となります。</p> <p>4 利用期間の更新 利用可能期間は承認日から直近の6月30日までとなります。7月1日以降継続希望の方は更新の手続きが必要です。</p>

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
4	在宅高齢者等介護手当	<p>在宅で常時介護が必要な高齢者等の介護者に介護手当を支給します。</p> <p>【支給額】 介護月数×5,000 円</p>	<p>次の1～3をすべて満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 糸魚川市に住所があり、要介護3以上(要介護3の場合は非課税世帯)の認定を受けた高齢者等を在宅で介護し、かつ同居している方 2 寝たきり状態又は認知症状態にある高齢者等を当該年度の4月から3月の間に3か月以上在宅で介護している方(1か月あたりの在宅介護日数が20日以上必要) 3 特別障害者手当を受給していない高齢者等を介護している方 <p>※在宅介護日数には施設入所、ショートステイ、医療機関への入院は含まれません。</p>	<p>福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。</p> <p>申請は半期ごとになります。</p> <p>前期(4月～9月)分の申請は10月 後期(10月～3月)分の申請は3月</p> <p>※前期申請時において支給対象要件に不足がある場合は、後期申請時に年度内であればまとめて申請可能です。</p> <p>※申請日時点で要介護者の施設入所等により対象要件をすべて満たさない場合でも、申請日以前に対象要件をすべて満たしていれば支給可能です。</p>
5	寝具洗濯サービス事業	<p>在宅で寝たきり等の高齢者に、清潔で心地よい生活環境を提供するため、寝具の洗濯サービスを実施します。</p> <p>【対象寝具】 掛布団、敷布団</p> <p>【対象枚数】 上記各1枚まで</p> <p>【実施時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要介護状態(要介護3以上)で40歳以上の方 → 7月中旬及び11月中旬を予定 2 80歳以上の一人暮らしの方 → 7月中旬又は11月中旬を予定 <p>【洗濯期間】 約10日間</p> <p>【自己負担】 1回当たり6,300円を超えた場合は、超えた額が自己負担となります。</p>	<p>下記の1、2のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅で寝たきり状態の40歳以上で要介護3以上の方 2 80歳以上で在宅一人暮らしの方 	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。 2 承認・不承認通知書の送付 市から承認通知書または不承認通知書が届きます。 3 サービスの実施 承認を受けた方には実施時期に業者から洗濯の日程調整の連絡があります。

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
6	緊急ショートステイサービス事業	<p>介護保険のサービス区分支給限度基準額を超え、やむを得ない事由でショートステイサービスを利用する方に利用料金の一部を支援します。</p> <p>【利用者負担額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法上の利用者負担割合に1割加算した割合を乗じた額 ・居住費、食事費等は全額利用者負担 ・送迎費の加算あり <p>【利用限度】</p> <p>年間14日以内で、連続する利用は最大7日まで</p>	<p>要介護認定を受け、介護保険のショートステイサービスを利用しており、サービス区分支給限度基準額を超えた方で緊急及び突発的な理由で在宅介護が困難となり、ショートステイが必要となった方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。 2 承認・不承認通知書の送付 市から承認通知書または不承認通知書が届きます。 3 サービスの実施 4 利用料の納入 市の納入通知書により納めていただきます。
7	高齢者おでかけ支援タクシー券交付事業	<p>高齢者の外出支援や身体的事情等によりバスに乗ることができない方を支援するため年間4,000円分のタクシー券を交付します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 満70歳以上の在宅で生活されている方 (年齢到達日から対象) 2 市民税が非課税である方 <p><以下の方は対象外です></p> <ul style="list-style-type: none"> ※介護保険施設に入所している方 ※通院等支援サービス事業を利用している方 	<p>事前に福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 事前に福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書の提出が必要です。 2 対象となる方へ年間4,000円分のタクシー券を交付します。 3 10月1日以降は半額の2,000円の交付となります。

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
7	高齢者・障害者 おでかけバス事業	<p>路線バスの割引定期乗車券の購入に対して、市が費用の一部を負担することにより、高齢者や障害のある方の外出を支援します。</p> <p>自己負担 ・6か月定期乗車券:3,000円 ・1か月定期乗車券: 500円</p> <p>乗り放題となる路線 1 糸魚川バス(株)が運行する市内の路線 (糸魚川～蓮華温泉線は除く) 2 頸城自動車(株)が運行する能生～労災病院線</p> <p>※あさひまちバスを利用される方については回数券の支援制度があります。 交付場所:道の駅「越後市振の関」 1年間4,000円分(200円×12枚綴×2冊) 10月1日以降の申請については2,000円 (200円券×12枚綴×1冊)を交付します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 満65歳以上の在宅で生活されている方 (年齢到達日から対象) 2 身体障害者手帳の交付を受けている方 3 療育手帳の交付を受けている方 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 5 自立支援医療(精神通院)の受給者証の交付を受けている方 	<p>販売場所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 糸魚川バス(株)本社営業所 2 ヒスイ王国館内 観光案内所 3 能生地区公民館 4 糸魚川市社会福祉協議会 (ビーチホールまがたま) 5 ひまわり作業所 (青海総合福祉会館ふれあい) <p>※土・日・祝祭日は「ヒスイ王国館内 観光案内所」のみの販売となります。</p> <p>購入に必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本人が購入する場合 マイナンバーカード、障害者手帳等(対象者であることを確認できるもの) 2 代理人が購入する場合 運転免許証等(代理人本人と確認できるもの) 対象者のマイナンバーカード、障害者手帳等(対象者であることを確認できるもの)

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
8	高齢者配食サービス事業	<p>生活習慣病の重症化防止等のため、安否確認を兼ね配食が必要な高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供します。</p> <p>【配食方法】 ・糸魚川地域・青海地域 →月～金曜の昼食 ・能生地域・糸魚川地域の一部 →月～金曜の夕食 ※地域による配達的时间帯はあくまで目安になりますので、お住いの場所によっては配食時間が上記の時間帯と異なる場合があります。 ※祝日の配食はありません。</p> <p>【利用者負担】 1食当たり 550 円 ※主食(ご飯)がない場合は1食当たり 495 円</p> <p>※利用者負担は1か月分をまとめて翌月末に指定された口座から引き落としします。引落日が土日、祝日の場合は翌営業日となります。 金融機関で口座振替の手続きが必要です。</p>	<p>おおむね 70 歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみ世帯で、なおかつ心身の障害、傷病等により調理が困難な方で親族等からの援助がない世帯。</p> <p>※民間の弁当配達が利用できず、他の方法でも栄養の確保が困難な世帯 ※疾病などからバランスに特に配慮した食事が必要な方 ※安否確認が必要な世帯</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。 2 調査(アセスメント)の実施 対象要件を満たしているか調査をします。 3 承認・不承認通知書の送付 市から承認通知書または不承認通知書が届きます。 4 サービスの実施 承認を受けた方へ配食を実施します。 5 利用者負担金の支払い 毎月、口座振替により納めていただきます。
9	訪問理美容サービス事業	<p>理美容院に出向くことが困難な高齢者が、自宅で理美容サービスを受けることができるよう、理美容業者の出張費用として年間3枚の利用券を交付します。</p> <p>【交付枚数】年間3枚を限度(1枚 1,530 円) ※4 月～7 月決定は3枚 8 月～11 月決定は2枚 12 月～3 月決定は1枚</p>	<p>在宅で生活している要介護3～5の方で理美容院に出向くことが困難な方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。 2 承認通知書、利用券又は不承認通知書の送付 市から承認通知書、利用券又は不承認通知書が届きます。 3 サービスの利用 理美容院へお願いして自宅で理美容をし、利用券を渡していただきます。 カット代は、自己負担となります。

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
10	<p>緊急通報装置貸与事業 (R8.2月から一部拡充)</p>    	<p>急病や火災等の緊急事態に迅速かつ適切な対応を図れるよう、常時安否確認が必要な重度心身障害者及び高齢者に緊急通報装置を貸与します。</p> <p>※緊急時にボタンを押すことによって、委託業者に通報されるシステムです。火災警報器、人の動きを感知する人感センサー、自動通報センサー付きで、月1回の安否確認電話や随時、相談にも対応します。</p> <p>※固定電話の回線を利用して機器を使用します。ご自宅に固定電話が無く、携帯電話をご利用の方には無線タイプの機器を貸与します。(機能に一部違い有り)</p> <p>【利用者負担】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置、撤去費用:無料 2 利用料(月額): <ol style="list-style-type: none"> ① 固定電話回線型 課税世帯 2,255円 非課税世帯 226円 ② 携帯電話回線型 課税世帯 3,960円 非課税世帯 396円 <p>※①②ともに、生活保護被保護世帯、身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aの交付を受けている方については、利用者負担はありません。</p> <p>※利用料は指定された口座から引落とします。 4～9月分は10月末 10～3月分は4月末 引落日が土日、祝日の場合は翌営業日となります。 金融機関で口座振替の手続きが必要です。</p> <p>【委託業者】 立山科学株式会社</p>	<p>市内に住所を有し、在宅で一人暮らし又は介護者が1人の状態にあり、次の1～4のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65歳以上の方で健康上の理由等で不安があり、貸与を希望する方 2 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 3 精神障害保健福祉手帳1級の交付を受けている方 4 療育手帳Aの交付を受けている方 	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。 申請の際に1名から3名の協力員の登録が必要です。 ※協力員とは利用者からの通報や業者からの依頼により、緊急時に利用者宅へ訪問し、安否確認等をしていただく方です。申請前に協力員の方から必ず了承を得てください。 2 承認・不承認通知書の送付 市から申請者に承認通知書または不承認通知書が届きます。 3 装置の取付け 業者から取付け日程についての連絡があります。 4 利用者負担金の支払い 年2回、口座振替により納めていただきます。 撤去された方につきましては、適宜口座振替または納付書で納めていただきます。

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
11	老人医療費助成事業	<p>65 歳から 69 歳までの一人暮らし等の方が病院等にかかったときの自己負担分の一部を助成します。</p> <p>【助成される自己負担分】 健康保険法等による自己負担分(医療費の3割)から老人保健に準じた一部負担金を控除した額</p>	<p>65 歳から 69 歳までの前年または前々年の合計所得金額が 135 万円以下の方で下記の1、2どちらかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常時一人暮らしの状態にある方(精神的にも経済的に) 2 3か月以上にわたって常時介護が必要な状態で、日常生活における基本的な動作(食事、排便、入浴等)が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつその状態が継続すると認められる方 	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ受給者証交付申請書と限度額適用認定申請書を提出してください。 2 受給者証、限度額適用認定証の送付 要件を満たしていれば、市から受給者証及び限度額適用認定証が届きます。 3 医療費の助成 受診時に受給者証と限度額適用認定証を提示することにより、医療費の助成を受けることができます。 4 更新手続き 2の有効期限が7月 31 日のため7月中に更新の手続きが必要です。

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
12	高齢者向け住宅改修 助成事業	<p>高齢者等が住みなれた住宅で安心して生活できるよう身体状況に適した住宅改修を行う際の経費の一部を支援します。</p> <p>【対象となる工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室及び廊下等の改造 ・トイレの改造 ・浴室の改造 ・玄関の改造 ・段差解消機及び階段昇降機の設置 ・ホームエレベータの設置 <p>【対象工事限度額】 30万円</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 10/10 ・所得税非課税世帯 3/4 ・その他の世帯 1/2 	<p>世帯員の収入合計が600万円未満で介護保険法の要介護認定を受けた方</p> <p>※この補助事業を受けた対象者は、再度この事業の適用を受けることができません。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 工事着手前に福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ見積書等を添付し、申請書を提出してください。 2 承認・不承認通知書の送付 市から申請者に承認通知書または不承認通知書が届きます。 3 住宅改修(工事)の実施 承認を受けた後、工事に着手します。 4 工事完了報告書の提出 工事終了後、完了報告書(領収書等添付)を提出してください。 5 補助金の支払い 完了報告書を審査のうえ、市から申請者に補助金を支払います。

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
13	在宅介護応援ほーむ事業	<p>高齢者や障害者が住み慣れた住宅で過ごせるよう、住宅を身体の状態に応じたものに改修する費用の一部を補助します。</p> <p>【補助対象者】 次のいずれかに該当する方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65歳以上の方 2 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方(40歳以上) 3 身体障害者手帳1・2級もしくは療育手帳Aの交付を受けている方 <p>【補助率】 補助対象工事費の1/3(千円未満切捨て) ※1件あたり上限25万円</p>	<p>【対象工事】 高齢者や障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減するために必要と認められる対象工事費30万円以上の工事以下に該当するもの。</p> <p><要件A(いずれかに該当)></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険法に規定する住宅改修 2 障害者の日常生活用具の給付事業 3 市高齢者及び障害者向け住宅整備補助対象工事 4 生涯にわたり安心して在宅生活や介護を受けるために必要と認められる工事 <p><要件B(すべてに該当)></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者またはその親族が所有する対象者住宅の改修であること(新築・全面改修は除く) 2 市内に本店または支店を有する業者が施工すること <p>※特殊工事等により上記の業者が施工できない場合はこの限りではありません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎対象となる工事の一例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室及び廊下等の改造 (手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への取替え) ・洋式トイレの新設又は取替え ・浴室の改造 ・段差解消機及び階段昇降機の設置 ・ホームエレベータの設置 </div>	<p>【手続きの流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の募集 年に1～2回程度、おしらせばんで補助金の募集を行います。 2 補助金交付申請 <u>工事着手前</u>に必要な書類を添付し、福祉事務所へ申請書を提出してください。 3 申請内容の審査 申請の内容を審査します。 4 補助金の交付決定 審査を行い、交付が決定した方には補助金の交付決定通知書が届きます。 審査には3～4週間程度の期間を要します。 5 工事の着手 必ず交付決定通知後に着手してください。 6 工事の完了 工事完了後、必要な書類を添付し、速やかに実績報告書を提出してください。 7 実績報告 令和8年3月31日(火)までに実績報告書が提出されない場合、補助金は交付されません。 8 報告内容の審査 提出された実績報告書の内容を審査します。 9 補助金の支払い 実績報告書の提出から2～3週間程度かかります。 補助金の振込日は、文書で案内します。

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
14	認知症予防補聴器購入費助成事業	<p>聴力の低下により日常生活に支障を来している中高年者に対し、コミュニケーション能力を維持し、社会参加の促進を図ることを目的に装用する補聴器の購入に要する費用の一部を市が予算の範囲内で助成します。</p> <p>【助成額】 補聴器購入費の 1/2(上限2万円)</p>	<p>身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴者であって、次の要件を全て満たす方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請の時点において、50 歳以上 74 歳以下の方 2 両側耳の聴力レベルが 40 デシベル以上の方。(ただし、医師が本事業の趣旨を踏まえた上で補聴器の装用を必要と認めた場合は、この限りでない。) 3 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持及び向上について一定の効果が期待できると医師が判断する方 4 市税を滞納していない方 <p>※助成は1回限りとなります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉事務所、青海事務所または能生事務所の窓口やホームページで「助成申請書」、「医師意見書」、「アンケート調査」の用紙を準備してください。 2 「医師意見書」の準備…医療機関(耳鼻科等)を受診してください。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関を受診し、申請の対象となるか相談してください。 (2) 対象となる場合、意見書の作成を医師に依頼してください。 <p>※身体障害者手帳の診断書の作成ができる指定医師が作成した意見書に限ります。 ※意見書の作成や受診にかかる経費は、自己負担です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 「補聴器の見積書」の準備 補聴器の販売店に、「②で作成した医師意見書」を持参し、購入する補聴器の見積書作成を依頼してください。 4 申請 申請書、2で作成した医師意見書(作成日から3か月以内のもの)、3で作成した補聴器の見積書、回答を記入したアンケート調査用紙を福祉事務所、青海事務所または能生事務所の窓口へ提出してください。 5 補聴器の購入 市から決定通知書が届いたら、補聴器を購入してください。 購入時に自己負担分の支払いが必要です。

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等										
15	おむつ支給事業	<p>おむつを常時使用している方におむつ購入の費用の一部を助成します。(おむつ利用券を交付) 介護保険施設等【特養、老健等】、おむつ利用(料金)が保険給付の摘要となる施設に入所している方は対象外となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民税 非課税世帯</th> <th>市民税 課税世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度 (要介護3~5)</td> <td>3,000円/月</td> <td>1,500円/月</td> </tr> <tr> <td>中度 (要介護1・2)</td> <td rowspan="2">2,000円/月</td> <td rowspan="2">1,000円/月</td> </tr> <tr> <td>軽度 (要支援1・2) (総合事業対象者)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	市民税 非課税世帯	市民税 課税世帯	重度 (要介護3~5)	3,000円/月	1,500円/月	中度 (要介護1・2)	2,000円/月	1,000円/月	軽度 (要支援1・2) (総合事業対象者)	<p>在宅で生活し、介護保険の要介護及び要支援認定者並びに、総合事業対象者で常時おむつ(尿取りパット)が必要な方。 ※要支援認定者及び総合事業対象者については、医師から排尿障害等にかかる診断を受け、かつ医師の処方による服薬をしている方に限ります。 (申請書にお薬手帳の写しを添付)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。 2 承認通知書、利用券又は不承認通知書の送付 市から申請者に承認通知書、利用券、利用店舗一覧または不承認通知書が届きます。 3 サービスの利用 承認された方は、利用可能店舗で利用券を使用しおむつを購入することができます。 ※利用券は3月分までまとめて送付します。 ※毎月15日(閉庁日の場合は翌開庁日)までの受付分は申請月分からの利用券を交付し、それ以降の受付分は翌月分からの利用券を交付となります。
区分	市民税 非課税世帯	市民税 課税世帯												
重度 (要介護3~5)	3,000円/月	1,500円/月												
中度 (要介護1・2)	2,000円/月	1,000円/月												
軽度 (要支援1・2) (総合事業対象者)														
16	<p>認知症高齢者等見守り事業 (見守りシールの交付)</p> 	<p>ひとり歩きで行方不明になった際の早期発見を目的に、二次元コードのついた見守りシールを交付します。</p> <p>*シールを衣類や持ち物に貼付します。 ひとり歩き等で行方不明になった際、発見者が衣類等に貼付されている見守りシールの二次元コードをスマホで読み取ると、家族にメールが届き、発見者と家族がチャットで簡単にお迎えまでのやり取りができるようになります。</p> <p>【交付枚数】 30枚(耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚)</p> <p>【利用者負担】 無料 ※追加交付の場合は、全額自己負担</p>	<p>糸魚川市に住所を有し、在宅で生活する徘徊の心配のある高齢者で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症と診断された65歳以上の方 2 若年性認知症と診断された40歳以上65歳未満の方 3 その他、必要と認められた方 	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の提出 福祉事務所、青海事務所または能生事務所へ申請書を提出してください。 2 承認・不承認通知書の送付 市から申請者に見守りシール及び承認通知書または不承認通知書が届きます。 3 見守りシールの貼付 シールが届いたら、ただちに衣類や持ち物に貼付してください。 										

No.	事業名	事業内容	対象要件	手続き、利用方法等
17	ひとり歩き見守り機器 購入費等補助金交付事 業	<p>GPS(全地球測位システム)を利用し、ひとり歩きによ り行方不明となるおそれのある認知症高齢者等の位置 情報を把握する機器を利用する際の初期費用の補助を 行います。</p> <p>【補助対象となる経費】 ・機器を購入した際の購入費用 ・機器のレンタル等の契約をした際の初期費用</p> <p>【補助額】 ・対象となる経費の2分の1以内(上限2万円)</p> <p>【補助回数】 ・年度内1回限り ・次年度以降に機器の紛失等で再度購入する場合等は 上限5,000円</p>	<p>糸魚川市に住所を有する、認知症の診断を受 けひとり歩きの恐れがある高齢者等の家族 または親族で、次の全てに該当する方</p> <p>1 市税及び介護保険料を滞納していない方 2 自宅で生活している方 3 地域包括支援センター等の関係機関へ対 象高齢者等の情報提供に同意できる方</p>	<p>1 申請書兼実績報告書の提出 経費の支払い後30日以内に福祉事務所、青海事務 所または能生事務所へ申請書兼時実績報告書と領収 書等支払いを証明する書類を提出していただきま す。</p> <p>2 報告内容の審査 提出された実績報告書の内容を審査し、補助金の決 定・不決定通知を送付します。</p> <p>3 補助金の支払い 後日指定された口座に補助金を振り込みます。</p>